

茨城県報 第4980号

昭和38年4月12日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
◎身体障害児の療育指定保健所の指定.....	1
◎建設業者の登録.....	1
◎青果物市場開設期間の更新.....	2
◎建築基準道路の指定(22件).....	3
◎木材業者等の登録.....	10
◎木材業者等の登録変更.....	11
◎結核予防医療機関の指定.....	11
◎建築基準道路の指定(5件).....	11

公 告

◎土地立ち入り測量(5件).....	13
◎土地改良区役員の就退任.....	14

告 示

茨城県告示第366号

児童福祉法施行規則第18条の9の2に基づく身体障害児の療育指定保健所として4月1日付次のとおり指定した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

指定保健所の名称	所 在 地
茨城県潮来保健所	行方郡潮来町四丁目643～2
茨城県高萩保健所	高萩市高萩

業者登録簿に登録した。

務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

登録番号	登 録 年 月 日	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(ち) 1,836	昭38. 3. 30	佐 藤 電 業 社	佐藤 清	常陸太田市馬場町509
(川) 1,449	昭38. 4. 1	株式会社 多賀電気商会	本宮 重夫	日立市多賀町33

(//)	1,820	// 38. 3. 30	益 子 工 務 所	益子 進	日立市金沢町1,879
(//)	1,821	// 38. 3. 30	植 木 興 業 所	植木 茂雄	日立市森山町1,012
(//)	1,822	// 38. 3. 30	小 林 建 設	小林 定一	日立市大久保町孫1,174
(//)	1,819	// 38. 4. 1	妙法電気工事株式会社	沼田 文彦	日立市宮田町25
(//)	1,177	// 38. 3. 25	根 本 工 務 店	根本 善一	鹿島郡鹿島町大字大舟津2,258
(//)	1,179	// 38. 4. 15	高 橋 電 設 有限会社	高橋 喜光	水戸市常磐町6,221~2
(//)	1,823	// 38. 3. 30	橋 管 工 業 株式会社	早川 安	水戸市梅香254
(//)	691	// 38. 3. 5	市 毛 工 務 店	市毛 精寿	東茨城郡常澄村塩ヶ崎3
(//)	1,824	// 38. 3. 30	関 根 竹 工 務 店	関根 竹男	東茨城郡内原村 大字鯉淵2,508~3
(//)	1,825	// 38. 3. 30	水 垣 工 務 店	相沢 清次	東茨城郡大洗町大貫寺釜64
(//)	697	// 38. 2. 25	茨 城 水 道 株式会社	舛井 好雄	水戸市南町462
(//)	554	// 38. 4. 20	内 藤 工 務 店	内藤 光男	東茨城郡小川町小川1,354
(//)	1,176	// 38. 3. 25	小 泉 工 務 店	小泉 環	水戸市並松町1,421
(//)	1,163	// 38. 2. 26	中 川 工 務 店	中川幸四郎	常陸太田市金井町1,902
(//)	1,827	// 38. 3. 30	小 川 建 設	小川 殊治	鹿島郡波崎町8,878
(//)	1,828	// 38. 3. 30	篠 正 建 設	篠塚正太郎	鹿島郡波崎町8,900
(//)	1,829	// 38. 3. 30	花 塚 建 設	花塚 軍司	鹿島郡波崎町本新町8,151
(//)	1,830	// 38. 3. 30	塚 本 建 設	塚本 常吉	鹿島郡波崎町5,300
(//)	1,831	// 38. 3. 30	大 清 2 級建築士事務所	篠塚 勝男	鹿島郡波崎町9,321
(//)	1,832	// 38. 3. 30	藤 代 組	藤代 隆	鹿島郡波崎町2,695
(//)	1,833	// 38. 3. 30	伊 藤 建 設	伊藤 興助	鹿島郡波崎町9,374~2
(//)	1,834	// 38. 3. 30	立 原 建 設	立原 利久	鹿島郡波崎町5,292
(//)	1,835	// 38. 3. 30	野 中 建 設	野中朝次郎	鹿島郡波崎町5,084
(//)	552	// 38. 4. 20	島 村 建 設	島村 嘉市	古河市中田1,701

茨城県告示第368号

茨城県青果物市場条例(昭和28年県条例第41号)第7条の規定にもとづき、昭和38年4月3日付下記市場の開設期間の更新を許可した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

市 場 名 下結城第一農業協同組合 八千代市場
所 在 地 結城郡八千代村大字平塚3,486番地

(第三種郵便物認可)

茨城県告示第369号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 日立市成沢町二の相川715, 716
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 107.0m

茨城県告示第370号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 日立市水木町字北大民1,260, 1,259~3, 1,256~1, 1,255~2
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m 5.4m 5m
道 路 の 長 さ 延長 101.0m 27.5m 38.3m

茨城県告示第371号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市新原町稲荷原3,058番の2
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 60.6m

茨城県告示第372号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市千波町字千波山467の2, 467の4

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 621.0m

茨城県告示第373号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市千波町街道付1,994~1

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 244.6m

茨城県告示第374号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市堀町字野田原2,250~1

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 165.5m

茨城県告示第375号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市元吉田町字狐塚2,301～1
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 101.8m

茨城県告示第376号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市吉沢町74, 76
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 73.5m

茨城県告示第377号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市新原町字稻荷原3,076～92
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 53.8m

茨城県告示第378号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市蔵前84の1, 84の9, 84の11

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 37.528m

茨城県告示第379号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市千波町字中山2, 345の1

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 46.77m

茨城県告示第380号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 水戸市河和田町字巡見2, 018~15, 2, 018~16, 2, 018~38, 2, 018~41, 2, 018
~67, 2, 018~55

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 95.35m

茨城県告示第381号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市元吉田町東組649の3
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 45.0m

茨城県告示第382号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 勝田市大字東石川字新地3,496番地
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 54.0m

茨城県告示第383号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 高萩市高浜町2丁目110番地
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 41.0m

茨城県告示第384号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 土浦市大字下高津字池端845の1

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 57.7m

茨城県告示第385号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 勝田市勝倉大字大平3,433の1,175, 1,176, 1,159, 1,177, 1,157, 1,179, 1,182, 1,178, 1,183, 1,184, 1,166, 1,162, 1,180, 1,181

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 60.1m

茨城県告示第386号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 那珂湊市富士の上350, 329, 328, 328～4

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 100.86m

茨城県告示第387号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 勝田市津田字猪山2,031の129, 2,031の212から254まで

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 584.1m

茨城県告示第388号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 日立市石名坂町字樋の口沢1,388~2

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 43.0m

茨城県告示第389号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 日立市滑川町字六所平866, 899

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 路 の 長 さ 延長 353.8m

茨城県告示第390号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指 定 の 位 置 日立市宮田大森町字宮内1,461～1, 1,459～1, 1,459の2番地

道 路 の 幅 員 幅員 4.0m

道 基 の 長 さ 延長 169.1m

茨城県告示第391号

茨城県木材業者等登録条例第5条第3項の規定にもとづき、下記の者を木材業者等として登録したので、同条例第5条第3項の規定により告示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

第1種業者登録

登 録 年 月 日	登録番号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和38年 3月25日	北振 第351号	水戸市竹隈町649	茨城梱包工 業有限会社	取締役社長 野上常一郎	左 同	左 同	素材生産業
"	352	" "	株式会社 野上商事	"	"	"	"
"	353	日立市下深萩 3,110	小林林業	小林 博	"	"	"
"	354	久慈郡大子町 頃藤4,922		寺島 文男	"	"	"
"	355	" " 高柴3,240	富永林産	富永 汎	"	"	"
昭和38年 3月30日	356	" " 頃藤4,922		寺島宗四郎	"	"	"
"	357	西茨城郡七会村 塩子		姜 東 秀	"	"	"

第4種業者登録

登 録 年 月 日	登録番号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和38年 3月25日	北振 第322号	久慈郡水府村 大字上高倉548	合名会社 小池商店	代表 小池 健	左 同	左 同	兼 業
"	323	東京都千代田区 丸の内2の18	高萩パルプ 株式会社 高萩工場	取締役社長 安 得三	"	高萩市安良 川267	"

茨城県告示第392号

茨城県木材業者等登録条例第5条第3項の規定にもとづき、昭和37年9月12日茨城県告示第874号により告示した下記の者の氏名が変更したので、同条例第8条第2項の規定により告示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

(新) 石神工業有限会社 大 貫 昭

(旧) // 大 貫 祐之介

茨城県告示第393号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により昭和38年4月1日をもって次のとおり医療機関を指定した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

所 在 地	名 称
日立市宮田町神田6の4	大 塚 小 児 科 医 院
// 水木町2,279の7	茅 根 内 科 医 院
行方郡汐来町汐来351	飯 島 医 院
筑波郡谷田部町島名634	大 野 医 院
猿島郡境町370の3	村 田 医 院

茨城県告示第394号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 水戸市蕨町151番地
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 18.0m

茨城県告示第395号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 古河市大字古河長谷町6,735の1
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 77.556m

茨城県告示第396号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 古河市大字坂間字北山253番の14, 253番の7
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 66.6m

茨城県告示第397号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日
指 定 の 位 置 古河市大字原新堀399の3, 399の4
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 39.0m

茨城県告示第398号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月12日

指定の位置 古河市白壁町6,415の2

道路の幅員 幅員 4.0m

道路の長さ 延長 38.13m

公 告

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道石岡笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 石岡市大字石岡字木間塚, 北の谷, 笠間道東, 笠間道西
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月15日から
昭和38年12月31日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 水海道都市計画街路2等3類3号豊水橋大和橋線街路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 水海道市元町字台町
橋本町字五本榎, 三木内
宝 町字宝洞宿
諏訪町字五本榎
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月15日から
昭和38年10月14日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道若境線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 結城郡八千代村大字平塚字本田, 松山, 惣前, 大荒勾, 番田
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月15日から
昭和38年10月14日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道土浦野田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 水海道市豊岡町字坂巻
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月15日から
昭和38年10月14日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 二級国道佐原熊谷線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 結城郡八千代村大字菅谷字高谷前、高谷台、高谷、渋谷
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月15日から
昭和38年10月14日まで

◎土地改良区役員の就退任

土浦市神立町4, 886に事務所をおく出島土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和38年4月12日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

- 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字牛渡4, 716の1	理 事	塚 本 明	
// // 大字穴倉	監 事	大 町 鹿 男	
// // 大字南根本706	//	萩 原 清	
- 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字台坪1, 515	理 事	金 塚 豊	理 事 長
// // 大字穴倉6, 199の11	監 事	中 山 勇	
// // 大字南根本684の内2	//	小松崎 正 一	

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)